

定 款

株式会社 千葉興業銀行

1951年10月29日	認	証
1952年 5 月10日	變	更
1952年11月22日	變	更
1953年 5 月16日	變	更
1953年12月24日	變	更
1956年11月10日	變	更
1957年 5 月11日	變	更
1958年10月28日	變	更
1959年10月30日	變	更
1960年 5 月26日	變	更
1960年10月28日	變	更
1961年11月 7 日	變	更
1962年10月30日	變	更
1963年 5 月 8 日	變	更
1963年10月30日	變	更
1964年 6 月15日	變	更
1966年11月10日	變	更
1967年 5 月10日	變	更
1970年 6 月 3 日	變	更
1971年 5 月10日	變	更
1971年11月10日	變	更
1975年 5 月10日	變	更
1981年 6 月22日	變	更
1982年 6 月22日	變	更
1984年 6 月29日	變	更
1985年 6 月28日	變	更
1986年 6 月27日	變	更
1990年 6 月28日	變	更
1991年 6 月27日	變	更
1992年 6 月26日	變	更
1993年 6 月29日	變	更
1994年 6 月29日	變	更
1998年 6 月26日	變	更
1999年 6 月29日	變	更
2000年 8 月11日	變	更
2002年 6 月27日	變	更
2003年 6 月27日	變	更
2006年 6 月29日	變	更
2009年 6 月26日	變	更
2010年 6 月29日	變	更
2012年 6 月28日	變	更
2014年 6 月27日	變	更
2015年 6 月25日	變	更
2016年 6 月28日	變	更
2021年 6 月25日	變	更
2022年 6 月24日	變	更

株式会社 千葉興業銀行

定 款

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当銀行は、株式会社千葉興業銀行と称する。ただし、英文では、The Chiba Kogyo Bank, Ltd. と表示する。

(目的)

第 2 条 当銀行は、次の業務を営むことを目的とする。

1. 預金または定期積金の受入れ、資金の貸付けまたは手形の割引ならびに為替取引
2. 債務の保証または手形の引受けその他の前号の銀行業務に付随する業務
3. 国債、地方債、政府保証債その他の有価証券に係る引受け、募集または売出しの取扱い、売買その他の業務
4. 信託業務
5. 前各号の業務のほか銀行法、担保付社債信託法その他の法律により銀行が営むことのできる業務
6. その他前各号の業務に付帯または関連する事項

(本店の所在地)

第 3 条 当銀行は、本店を千葉県千葉市に置く。

(機関)

第 4 条 当銀行は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告の方法)

第 5 条 当銀行の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当銀行の発行可能株式総数は、29,600万株とする。

- 2 当銀行の各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。ただし、第1回ないし第10回第五種の優先株式（以下、併せて「第五種の優先株式」といい、第1回ないし第10回第五種の優先株式のうちいずれか一つの種類の株式を意味する場合には、「各第五種の優先株式」という。）の発行可能種類株式総数は併せて250万株を超えない

ものとし、第1回ないし第10回第六種の優先株式（以下、併せて「第六種の優先株式」といい、第1回ないし第10回第六種の優先株式のうちいずれか一つの種類の株式を意味する場合には、「各第六種の優先株式」という。）の発行可能種類株式総数は併せて250万株を超えないものとする。

また、第1回ないし第5回第七種の優先株式（以下、併せて「第七種の優先株式」といい、第1回ないし第5回第七種の優先株式のうちいずれか一つの種類の株式を意味する場合には、「各第七種の優先株式」という。）の発行可能種類株式総数は併せて250万株を超えないものとする。

普通株式	29,600万株
第二種の優先株式	500万株
第四種の優先株式	750万株
第1回第五種の優先株式	70万株
第2回第五種の優先株式	70万株
第3回第五種の優先株式	70万株
第4回第五種の優先株式	70万株
第5回第五種の優先株式	70万株
第6回第五種の優先株式	70万株
第7回第五種の優先株式	70万株
第8回第五種の優先株式	70万株
第9回第五種の優先株式	70万株

第10回第五種の優先株式	70万株
第1回第六種の優先株式	70万株
第2回第六種の優先株式	70万株
第3回第六種の優先株式	70万株
第4回第六種の優先株式	70万株
第5回第六種の優先株式	70万株
第6回第六種の優先株式	70万株
第7回第六種の優先株式	70万株
第8回第六種の優先株式	70万株
第9回第六種の優先株式	70万株
第10回第六種の優先株式	70万株
第1回第七種の優先株式	70万株
第2回第七種の優先株式	70万株
第3回第七種の優先株式	70万株
第4回第七種の優先株式	70万株
第5回第七種の優先株式	70万株

(自己の株式の取得)

第 7 条 当銀行は、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により、同条第1項に定める自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当銀行の単元株式数は全ての種類の株式について100株とする。

(株主名簿管理人)

第 9 条 当銀行は、株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定め、これを公告する。

当銀行の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当銀行においてはこれを取扱わない。

(株式の取扱い手続きおよび手数料)

第 10 条 当銀行の株主名簿の記載または記録、単元未満株式の買取りの手續、その他株式に関する取扱いならびに手数料については、取締役会の定める株式取扱規程によるものとする。

第 2 章の 2 優先株式

(優先配当金およびその上限等)

第 11 条 当銀行は、第52条に定める剰余金の期末配当については、優先株式を有する株主（以下優先株主という）または優先株式の信託受託者（以下優先信託受託者という）、優先株

式の登録株式質権者（以下優先登録株式質権者という）に対し、普通株式を有する株主（以下普通株主という）または普通株式の信託受託者（以下普通信託受託者という）、普通株式の登録株式質権者（以下普通登録株式質権者という）に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭を上限として、それぞれ発行に際して取締役会の決議で定める額の配当金（以下優先配当金という）を支払う。

第二種の優先株式 1 株につき年320円

第四種の優先株式 1 株につきその 1 株当たりの払込金額相当額に年率 8 % を乗じて算出した額

各第五種の優先株式 1 株につきその 1 株当たりの払込金額相当額に年率 8 % を乗じて算出した額

各第六種の優先株式 1 株につきその 1 株当たりの払込金額相当額に年率 8 % を乗じて算出した額

各第七種の優先株式 1 株につきその 1 株当たりの払込金額相当額に年率 8 % を乗じて算出した額

ただし、当該事業年度において第12条に定める優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。

ある事業年度において、優先株主または優先信託受託者、優先登録株式質権者に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積

しない。

優先株主または優先信託受託者、優先登録株式質権者に対しては、優先配当金を超えて配当は行わない。

(優先中間配当金およびその上限)

第 12 条 当銀行は、第53条に定める中間配当を行うときは、優先株主または優先信託受託者、優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通信託受託者、普通登録株式質権者に先立ち、優先株式1株につき優先配当金の2分の1を上限として、当該優先株式発行に際して取締役会の決議で定める額の金銭（本定款において優先中間配当金という）を支払う。

(残余財産の分配)

第 13 条 当銀行は、残余財産を分配するときは、優先株主または優先信託受託者、優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通信託受託者、普通登録株式質権者に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭を支払う。

①第二種の優先株式

1株につき、4,000円

②第四種の優先株式、各第五種の優先株式、各第六種の優先株式、各第七種の優先株式

1株につき、その1株当たりの払込金額相当額を踏まえて、各優先株式の発行に先立って取締役会の決議に

より定める額

- 2 優先株主または優先信託受託者、優先登録株式質権者に対しては、前項の外、残余財産の分配は行わない。

(議決権)

第 14 条 優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

ただし、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会終結の時より、優先配当金を受ける旨の決議がある時までは議決権を有するものとする。

(優先株式の併合または分割、株式の割当てを受ける権利等)

第 15 条 当銀行は、法令に別段の定めがある場合を除く外、優先株式については株式の併合または分割を行わない。当銀行は、優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利、新株予約権付社債の割当てを受ける権利または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の割当てを受ける権利を与えない。

(取得および消却)

第 16 条 1. 当銀行は優先株式を取得し、これを消却することができる。

2. 当銀行は優先株式における会社法第459条第1項第1号に定める事項については、取締役会の決議によって定め

ることができる。

3. 第1項に基づく優先株式の消却は、各種の優先株式のうち、いずれか一または複数の種類の株式につき行うことができる。

(第二種の優先株式の取得)

第 17 条 当銀行は、第二種の優先株式発行後、その発行に際して取締役会の決議で定める期間を経過した後は、当該決議でそれぞれ定める時期および市場実勢を勘案して妥当と認められる償還価額で、当該優先株式の全部または一部を償還することができる。一部償還の場合は抽選その他の方法により行う。

(第四種の優先株式および各第五種の優先株式の取得請求権)

第 18 条 第四種の優先株主および各第五種の優先株主は、次項に定める取得を請求することができる期間（以下取得請求期間という）中、当銀行に対して、自己の有する優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当銀行は当該優先株主が取得の請求をした優先株式を取得するのと引換えに、第3項に定める財産を当該優先株主に対して交付するものとする。

2 取得請求期間は、各優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定めるものとする。

3 当銀行は、各優先株式の取得と引換えに、各優先株主が

取得の請求をした優先株式数に当該優先株式1株当たりの払込金額相当額を乗じた額を次項に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、当該優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

- 4 取得価額は、当初、当銀行の普通株式の時価を基準として各優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める方法により算出される額とし、当該決議により取得価額の修正および調整の方法を定めることができるものとする。当銀行は、当該決議により取得価額の修正を定める場合、修正される額の下限を定めるものとし、取得価額が下限として定める額を下回った場合、取得価額は下限として定める額に修正されるものとする。

(第四種の優先株式、各第五種の優先株式、各第六種の優先株式および各第七種の優先株式の金銭を対価とする取得条項)

第 19 条 当銀行は、第四種の優先株式、各第五種の優先株式、各第六種の優先株式および各第七種の優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める事由が生じた場合に、取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、当該優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当銀行は、あらかじめ金融庁長官の確認を受けるものとし、当該優先株式を取得するのと引換え

に、次項に定める財産を各優先株主に対して交付するものとする。なお、各優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も第18条に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。

- 2 当銀行は、各優先株式の取得と引換えに、当該優先株式1株につき、当該優先株式の払込金額相当額を踏まえて当該優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める額の金銭を交付する。

(第四種の優先株式、各第五種の優先株式、各第六種の優先株式および各第七種の優先株式の一斉取得)

第 20 条 当銀行は、取得請求期間の末日までに当銀行に取得されていない第四種の優先株式および各第五種の優先株式の全てを、取得請求期間の末日の翌日をもって取得する。また、当銀行は、各第六種の優先株式および各第七種の優先株式の全てを、各第六種の優先株式および各第七種の優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定めた期日をもって取得する。

- 2 前項の場合、当銀行は、当該優先株式を取得するのと引換えに、各優先株主に対し、その有する優先株式数に当該優先株式1株当たりの払込金額相当額を乗じた額を当銀行の普通株式の時価で除した数の普通株式を交付するものとし、その詳細は各優先株式の発行に先立って取締役会の決

議によって定める。当銀行は、当該決議により交付すべき普通株式数の上限の算定方法を定めることができる。当該優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

(株式の譲渡制限)

- 第 21 条 各第五種の優先株式または各第六種の優先株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を得なければならない。
- 2 各第五種の優先株式または各第六種の優先株式に対して金融商品取引法第27条の2第6項に定める公開買付けが開始された場合において、当該公開買付けに応募し、各第五種の優先株式または各第六種の優先株式の受渡しその他決済による譲渡が行われるときには、取締役会が前項に定める承認をしたものとみなす。

(優先順位)

- 第 22 条 当銀行の発行する各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とする。

(除斥期間)

- 第 23 条 第54条の規定は、優先配当金および優先中間配当金の支払について、これを準用する。

第3章 株主総会

(株主総会の開催)

第 24 条 当銀行の定時株主総会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときこれを招集する。

(株主総会の基準日)

第 25 条 当銀行の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(総会の議長)

第 26 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議にもとづき、取締役頭取が招集しその議長となる。

取締役頭取事故あるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めたる順序により、他の取締役がこれに代るものとする。

(電子提供措置等)

第 27 条 当銀行は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当銀行は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日まで書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(総会の決議方法)

第 28 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってする。

ただし、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の多数をもってする。

(議決権の代理行使)

第 29 条 当銀行の株主は、当該株主総会において議決権を有する当銀行の他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当銀行に提出しなければならない。

(種類株主総会)

第 30 条 第25条、第26条、第27条および第29条の規定は、種類株主総会について、これを準用する。

また、第28条の規定は、同規定中の「会社法第309条第2項に定める決議」とあるのを「会社法第324条第2項に定める種類株主総会の決議」と読み替えたうえで、種類株主総会について、これを準用する。

2 当銀行が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をす

る場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、各第五種の優先株式、各第六種の優先株式および各第七種の優先株式の優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

- 3 各第五種の優先株式および各第六種の優先株式については、会社法第199条第4項および第238条第4項の規定による種類株主総会の決議を要しない。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第31条 当銀行の取締役は、16名以内とする。

(取締役の選任)

第32条 取締役は、株主総会において選任する。

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。

取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の解任)

第33条 取締役の解任は、株主総会において行なう。

取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。

(取締役の任期)

第 34 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(役付取締役)

第 35 条 当銀行の取締役会は、その決議によって会長 1 名、頭取 1 名、副頭取、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。

取締役会は、その決議によって相談役を定めることができる。

(代表取締役)

第 36 条 取締役頭取は、当銀行を代表する。

前項に定めるものの外、取締役会は、その決議によって当銀行を代表する取締役を定めることができる。

(取締役の報酬等)

第 37 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当銀行から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役会の招集)

第 38 条 取締役会は、取締役会長が招集してその議長となる。

取締役会長が欠員または事故あるときは、取締役頭取がこれにあたり、取締役頭取が事故あるときは、取締役会の

決議をもってあらかじめ定められた順序により、他の取締役がこれにあたる。

取締役会の招集は、各取締役および各監査役に対して、会日の3日前までにその通知を発するものとする。ただし、取締役および監査役の全員の同意をあらかじめ得た場合はこのかぎりでない。

取締役会の細目についての規定は、取締役会において定めるところによる。

(取締役会の権限)

第 39 条 取締役会は、法令および定款に定める事項の外、当銀行の重要な業務執行を決定する。

(取締役会の決議)

第 40 条 取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもってする。

2 前項にかかわらず、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、議決に加わることができる取締役の全員が書面または電磁的記録により当該提案に同意し、かつ監査役が異議を述べないときは、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第 41 条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役及び監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。

(取締役との責任限定契約)

第 42 条 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第 43 条 当銀行の監査役は、4名以内とする。

(監査役の選任)

第 44 条 監査役は、株主総会において選任する。

監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。

(監査役の任期)

第 45 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第 46 条 監査役会は、その決議によって常勤監査役を選定する。

(監査役の報酬等)

第 47 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役会の招集)

第 48 条 監査役会の招集は、各監査役に対して、会日の 3 日前までにその通知を発するものとする。

ただし、監査役全員の同意をあらかじめ得た場合はこのかぎりでない。

監査役会の細目についての規定は、監査役会において定めるところによる。

(監査役会の決議)

第 49 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってする。

(監査役との責任限定契約)

第 50 条 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 51 条 当銀行の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の期末配当)

第 52 条 剰余金の期末配当は、毎年3月31日現在の株主名簿に記載または記録された最終の株主、または信託受託者、登録株式質権者に支払うものとする。

(中間配当)

第 53 条 当銀行は、取締役会の決議により、毎年9月30日現在の株主名簿に記載または記録された最終の株主、または信託受託者、登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項の規定による剰余金の配当（以下中間配当という）をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 54 条 期末配当および中間配当は、その支払提供の日から満 5 年を経過したときは、当銀行はその支払の義務を免れるものとする。